

第3期中期目標（素案）に対する評価委員からの意見及び対応等

前文

委員からの意見	対応等
<p>中期目標は、市長から地方独立行政法人に対して指示するものであり、広島市の医療政策全体や広島県地域医療構想などの行政施策との整合性についてもう少し意識した記載とすればより充実するのではないのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標は、広島市総合計画や広島県地域医療構想などの行政施策に沿って作成していますが、より明確に示すために前文において広島県地域医療構想の記載を追加しました。
<p>広域的な医療提供体制の強化を進めていくための取組は、病院の強みや機能を生かした内容が出されていると思います。</p> <p>下段から9行目に、組織改革とありますが、具体的な取組については、どこで確認したらよいのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改革に関する目標としては、第3の「3 弾力的な予算の執行、組織の見直し」、「4 意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり」に記載したものととなります。 ・なお、具体的な取組については、中期目標に基づき、市立病院機構が作成する中期計画の中で示されることとなります。

第2-「1 市立病院として担うべき医療」-「(1)広島市民病院、安佐市民病院」-「オ へき地医療」

委員からの意見	対応等
<p>県北西部地域の医療機関に関する人的支援等の拡充、オンライン診療等の体制強化は今後重要と考えます。今回は、研修等の支援という文言が削除されていますが、医師確保や人材育成には積極的に貢献されていますので、それらの内容が読み取れる内容の検討はいかがでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期中期目標期間において、新安佐市民病院が開院することから、県北西部地域の医療機関に対する人的支援を更に進めるため、医師等の派遣等の人的支援の拡充の取組を追加したものです。 ・なお、研修等の支援については、第2-4-(2)-ア市立病院機構全体を対象とした地域の医療機関への支援において記載しています。

第2-「1 市立病院として担うべき医療」-「(2)舟入市民病院」

委員からの意見	対応等
<p>舟入病院が現在の医療体制を維持するために人間ドック・健康診断部門を原対協ないし民間に移譲してはいかがでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年12月から新型コロナウイルス感染症の拡大により中止していた人間ドックは、そのまま廃止となりました。

第2－「3 患者の視点に立った医療の提供」－「(2)法令・行動規範の遵守」

委員からの意見	対応等
<p>「(2) 法令・行動規範の遵守」とありますが、「コンプライアンスの遵守」とされたらいかがでしょうか。</p> <p>コンプライアンスには、法令・各種規定だけでなく倫理・社会規範まで包含した言葉なので、以下のその後に続く文書に対するタイトルとしてはより適切であると考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスについては、「法令遵守」を意味することが一般的で、現在は幅広い意味で使用されることも多いようですが、明確な定義がないことから、本文に沿って「法令・行動規範」の後に「倫理」を追加しました。

第2－「4 地域の医療機関等との連携」－「(1)」－「ウ」

委員からの意見	対応等
<p>医療的ケア児・者に対する医療提供体制の確保は重要な課題となっています。</p> <p>追加されている文章に「訪問看護ステーション」との連携も欠かせないと思うので、検討していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文中「地域の医療機関や社会福祉施設」の後に「<u>、訪問看護ステーション等</u>」を追加しました。

第3－「4 意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり」

委員からの意見	対応等
<p>働き方改革関連法への対応について具体的に追記してあり取組が理解できます。</p> <p>しかし、これらの取組によって、新たに他職種も視野に入れた職場環境の整備が必要になるのではないのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文中「～労働時間管理の適正化に取り組む」の後に「<u>とともに、関係職種との連携強化を図ることにより、働きやすい職場環境を整備する</u>」を追加しました。

第3－「5 外部評価等の活用」

委員からの意見	対応等
<p>外部の者および外部機関からの意見を法人の業務運営の改善のために役立てる事は重要であると考えますが、ここに会計監査人による監査を含めるのは制度の趣旨から考えて適切ではないと思います。</p> <p>なぜならば、地方独立行政法人の会計監査人による監査はあくまで財務諸表の適正性に関して行われ、法人の業務が効率的・効果的に行われているか、法人の内部統制の不備等を発見した場合の報告は財務諸表の適正性監査に付随的に行われるにすぎないからです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会計監査人の監査については、法律に基づいて、財務諸表等の監査を行うもので、直接、業務運営の改善に関わるものではありませんが、市立病院機構においては、会計監査人に業務運営に関する相談等業務を委託し、意見を聞いています。 ・そのため、文中「会計監査人による監査、患者等利用者や本市評価委員会」を「<u>会計監査人や患者等利用者、本市評価委員会</u>」に修正しました。

第4－「経営の安定化の推進」－「ア」

委員からの意見	対応等
<p>第2期中期目標に引き続き、中期目標期間中の経常収支の黒字化を図ることという内容が記載されています。</p> <p>コロナ禍の中、経常収支の黒字化を継続的に達成するのは困難かもしれないが、第2期中期目標期間中で、経常利益の黒字化を達成しているので、法人に継続的な努力を促す目的で、継続的な経常収支の黒字化による財務基盤の安定化等、もう一步踏み込んだ表現にしても良いかもしれません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文中「中期目標期間中の」の後を「<u>継続的な経常収支の黒字化による財務基盤の安定化を図ること。</u>」に変更しました。

第5－「1 広域的な医療提供体制の強化」

委員からの意見	対応等
<p>地域連携推進法人制度の活用について目標(案)では少し具体的に記述されることを期待します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文中「地域連携推進法人の活用」の後に「<u>による医療機関相互の機能分担や業務連携の推進</u>」を追加しました。
<p>来年度は新安佐市民病院が開院するので、第5項目にも有るように地域連携推進法人のメリット・デメリットや活用方法について十分な検討をお願いします。</p> <p>また、将来に北館の病院が安佐医師会病院へ移行した場合、この安佐医師会病院の市立病院に対する立ち位置はどのようなものと考えれば良いのか、整理して頂けると助かります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域連携推進法人のメリット・デメリットや活用方法については、市立病院機構が中期計画の期間に研究を行う中で整理します。 ・安佐医師会病院と市立病院との関係は、「安佐市民病院の北館に整備する病院の準備調整会議」などでの協議を踏まえて、市立病院機構が作成する中期計画において整理するよう指示します。